

品質管理シンポジウム会員 会則

第 1 章 総則

(定義) 第 1 条 本会則において「本会」とは、品質管理シンポジウム会員制度をいう(以下「本会」と称する)。

(目的) 第 2 条 本会則は、本会に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業) 第 3 条 品質管理シンポジウムは、原則として年 2 回(毎年 6 月上旬および 12 月上旬)開催する。

(事務局) 第 4 条 本会の事務局は、一般財団法人日本科学技術連盟 内に置く。

第 2 章 会員

(会員の種別) 第 5 条 本会の会員は、次の 2 種とする。

1. 企業会員：品質管理シンポジウムの趣旨に賛同し、入会した民間法人、企業。
2. 団体会員：品質管理シンポジウムの趣旨に賛同し、入会した官公庁、業界団体、財団法人、社団法人等の公共性の高い組織。

(入会) 第 6 条 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書を事務局に提出し、事務局がこれを受理し、かつ所定の会費の入金を確認した時点で入会とする。

(届出事項の変更) 第 7 条 会員は、登録した法人・団体名、連絡担当窓口、電子メールアドレス、請求書送付先その他届出事項に変更が生じた場合は、速やかに所定の変更届を提出しなければならない。

(特典) 第 8 条 会員は、次の各号に掲げる特典を受けることができる。

1. 品質管理シンポジウム(年 2 回)への優先参加
2. 品質管理シンポジウムへの集合参加およびライブ視聴参加
3. 品質管理シンポジウムにおける、会員種別に応じた参加費無料枠(別表に定める)の適用
4. 第 3 号の参加費無料枠を超える参加希望がある場合の、特別価格の適用
5. 品質管理シンポジウム報文集、資料等の配付またはデジタル閲覧権の付与

第 3 章 財務および会計

(会費) 第 8 条 会員は、別に定める年会費を、指定の期日までに納入しなければならない。

2. 既納の会費は、理由の如何を問わず返還しない。

3. 会費は、入会月を起算として 1 年ごとに請求するものとし、事務局はこれを請求する。

第 4 章 退会および資格の喪失

(退会) 第 9 条 会員が退会しようとするときは、事前に所定の退会届を原則として入会月の 2 か月前までに事務局に提出しなければならない。なお、期中の退会の場合受領した会費は返却しない。

(会員資格の喪失) 第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当する際は、その資格を喪失する。

1. 退会届の提出があったとき
2. 法人が解散または消滅したとき
3. 会費を滞納し、催告に応じないとき
4. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったとき
5. 前号に該当する場合の措置は、日本科学技術連盟の決議による。

第 5 章 雑則

(個人情報の取り扱い) 第 11 条 日本科学技術連盟が定めている個人情報保護方針に基づき、会員情報を適切に管理し、本会の運営目的の範囲内でのみ使用する。

(会則の変更) 第 12 条 本会則は、組織委員会の決議を経て変更することができる。

附則

1. 本会則は、2026 年 8 月 1 日より施行する。
2. 本会則に基づく各種手続きの様式は別に定める。

別表: シンポジウム参加費無料枠に関する規定(第 7 条第 3 号関連)

各定期シンポジウムにおける会員 1 口の参加費無料枠は、以下の通りとする。

会員種別	トップ無料枠 (会長・社長クラス)	通常無料枠	備考
企業会員	あり (各回 1 名まで)	あり (各回 1 名まで)	トップ (会長もしくは社長) が参加されない場合は、無料参加枠は通常枠の 1 名のみ
団体会員	なし	あり (各回 1 名まで)	官公庁・業界団体・財団・社団等